

ハード事業

○持続可能な観光推進モデル事業

令和7年度予算額：
150百万円

概要

- 地域が観光地としての自らの価値を磨きながら成長を続け、次世代に受け継がれていくためには、環境、文化、社会・経済面の持続可能性が必須。また、観光地・観光産業が、収益性の向上を通じて必要な投資・人材育成を進め、持続可能なあり方で発展していくことが重要。
- 海外からの観光客数増加及び“持続可能な観光”に関するニーズの増加トレンドを逃さず、将来にわたって我が国の多様な観光地が“選ばれ続ける観光地”となることを支援すべく、観光計画策定支援・モデル実証を実施する。

対象者

地方公共団体、DMO等

※②モデルケースの造成【調査事業】については、JSTS-Dのロゴ取得済、又は本事業実施後にガイドラインロゴの取得を行う地方公共団体・DMO等が対象。

日本版持続可能な観光
ガイドライン（JSTS-D）▶

<日本版持続可能な観光ガイドラインを構成するカテゴリー>

持続可能なマネジメント

社会経済のサステナビリティ

文化的サステナビリティ

環境のサステナビリティ

支援内容

①持続可能な観光計画等の策定支援＊【補助事業】

日本版持続可能な観光ガイドライン(ガイドライン)に基づく地域における持続可能な観光計画等の策定・改定を支援する。

* 2025年12月までに、ガイドラインロゴの取得を必須化

補助対象事業：

- ・観光計画策定のための関係者との調整や有識者招聘、コンサルティング等
- ・現状把握のための調査分析や地域におけるワークショップの実施 ※
- ・地域住民や関係者向け説明会・周知やJSTS-Dの勉強会の実施 ※
- ・観光計画の策定に付随する事業 ※

※に掲げる費用のみを対象とした事業は対象外

事業形態：

直接補助事業（補助率1／2、上限500万円）



◀地元大学と連携したSDGsの関連プログラムの企画・実施

伝統的な町並み
の保全のための
歴史的資源の
活用・収益化



文化×観光

支援内容

②モデルケースの造成 【調査事業】

地方公共団体等※が地域の観光関係者と連携し、観光地のGX化や地域の自然・文化・生業等の保全・活用の推進等、地域の持続可能性の向上に資するモデル実証を行う。

※これまで取得したことが無い地方公共団体等を優先採択

事業形態：直轄事業

※国費による調査事業であり、補助事業・交付金事業ではないことに留意。

昨年度からの変更のポイント

①持続可能な観光計画等の策定支援 【補助事業】

2025年12月までに、ガイドラインロゴの取得を必須化

支援手続スケジュール（予定）

①持続可能な観光計画等の策定支援 【補助事業】

令和7年4月下旬頃～6月上旬頃：事業計画募集予定

- ・応募月の6月末を目処に審査結果をお伝え予定
- ・事業完了後、1ヶ月を経過した日または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに完了実績報告書を提出する必要あり

②モデルケースの造成 【調査事業】

令和7年4月下旬頃～5月下旬頃：モデル実証地域の公募予定

令和7年7月初旬頃：採択地域の決定予定

【連絡先】国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室 TEL：03-5253-8972

○地域における受入環境整備促進事業

令和7年度予算額：
620百万円の内数

概要

- 我が国の各観光地における観光客の受入環境整備に当たっては、順調に増加するインバウンド旅行者を含めた観光客に対してストレスフリー・バリアフリーで快適な旅行を満喫してもらうための環境整備の側面と、観光地の住民の生活の質を確保しつつ、地域資源の保全・活用等を推進する側面の両面を、持続可能なあり方で追求することが重要。
- 本事業においては、全国の観光施設・公共交通機関等における受入環境整備の取組を支援するとともに、地域資源の保全・活用等に資する取組を集中的に支援。

事業イメージ

(1) 持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備促進

需要の適切な管理



入域料等徴収のためのシステム整備

需要の分散・平準化

観光スポットや周辺エリアの混雑状況
の可視化・リアルタイム配信

マナー啓発

マナー啓発のためのコンテンツ制作、
看板・デジタルサイネージ等の整備

地域資源の保全・活用

自然保護のための
遊歩道の整備

バイオトイレの整備

(2) 交通サービスの受入環境整備を支援

- 公共交通機関等における多言語表記、UDタクシー、キャッシュレス決済等の整備を支援。



多言語表記



UDタクシー



キャッシュレス決済

対象者

- (1) 地方公共団体、DMO、民間事業者等
- (2) 地方公共団体、民間事業者等

対象事業

(1) 持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備促進

- ・観光地における需要の適切な管理や、観光客向けのマナー啓発に向けた整備導入等のオーバーツーリズムの未然防止・抑制や地域資源の保全・活用に向けた受入環境整備を支援。
- ・持続可能な観光推進に係る国際認証等を受けた地域における面的な設備導入や施設改修等を総合的に支援。

(2) 交通サービスの受入環境整備を支援

- ・ストレスフリーな交通利用環境の利便性向上等を実現するため、多言語表記、多言語案内用タブレット端末の導入、無料Wi-Fiの整備、トイレの洋式化及び機能向上、全国共通ICカード・QRコード決済等の導入、旅客施設や車両等の移動等円滑化等のインバウンド対応事業に要する経費の一部について支援。

支援内容（補助率等）

(1) 1/2（上限5,000万円）

※ただし、日本版持続可能な観光ガイドラン（JSTS-D）ロゴマークを取得している
補助対象事業者は、補助率に10分の1を加算

(2) 2/3、1/2、2/5、1/3、1/4等 (交通サービス調査事業は上限1,000万円)

昨年度からの変更のポイント

- ・(1)は、ガイドラインロゴマークを取得している事業者は、補助率に10分の1を加算
- ・「インバウンド安全・安心対策推進事業」及び「宿泊施設の受入環境整備」は、別事業化を予定（本事業の対象からは除外予定）。

支援手続スケジュール（予定）

- (1) 令和7年4月下旬 公募開始
令和7年6月下旬 公募締切
令和7年8月上旬 交付決定（事業着手）
- (2) 交通関係については、最寄りの地方運輸局等にお問い合わせください。

【連絡先】 (1) 国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室
TEL : 03-5253-8972
(2) 国土交通省 総合政策局 地域交通課
TEL : 03-5253-8396

○観光地・観光産業におけるユニバーサルツーリズム促進事業

令和6年度補正予算額：15,800百万円の内数

概要

- 国内旅行市場は、人口減少が進む中で、コロナ前の約10年間、旅行者数・消費額とも横ばいで推移してきた。
- 一方で、今後とも人口減少の影響は避けられない中、高齢者・障害者、訪日外国人旅行者等へストレスフリーな宿泊環境等を整備とともに、2025年には、団塊世代が75歳以上の後期高齢者となり、高齢者旅行者の増加が見込まれるなど国内における新たな交流市場を開拓する取組が必要であるため、ユニバーサルツーリズムの推進により、需要の平準化や新たな交流市場拡大を進めるとともに観光産業の収益性の向上を図る。

事業イメージ



バリアフリー客室の整備



客室トイレのバリアフリー化

対象者

宿泊事業者、観光事業者

対象事業

宿泊施設及び観光施設におけるユニバーサルツーリズムを実現するための施設改修等

支援内容

- 宿泊施設及び観光施設におけるユニバーサルツーリズムを実現するための施設改修等
- 補助率：1/2
- 補助上限：最大1,500万円（自治体と防災協定を締結する宿泊事業者は最大3,000万円）

支援手続スケジュール（予定）

令和6年1月末：令和7年度事務局決定

令和7年4月10日～5月16日：補助対象事業者公募期間

令和7年6月末頃：採択予定

【連絡先】

国土交通省 観光庁 参事官（産業競争力強化室）

宿泊業活性化調整室 TEL：03-5253-8948

○街なみ環境整備事業

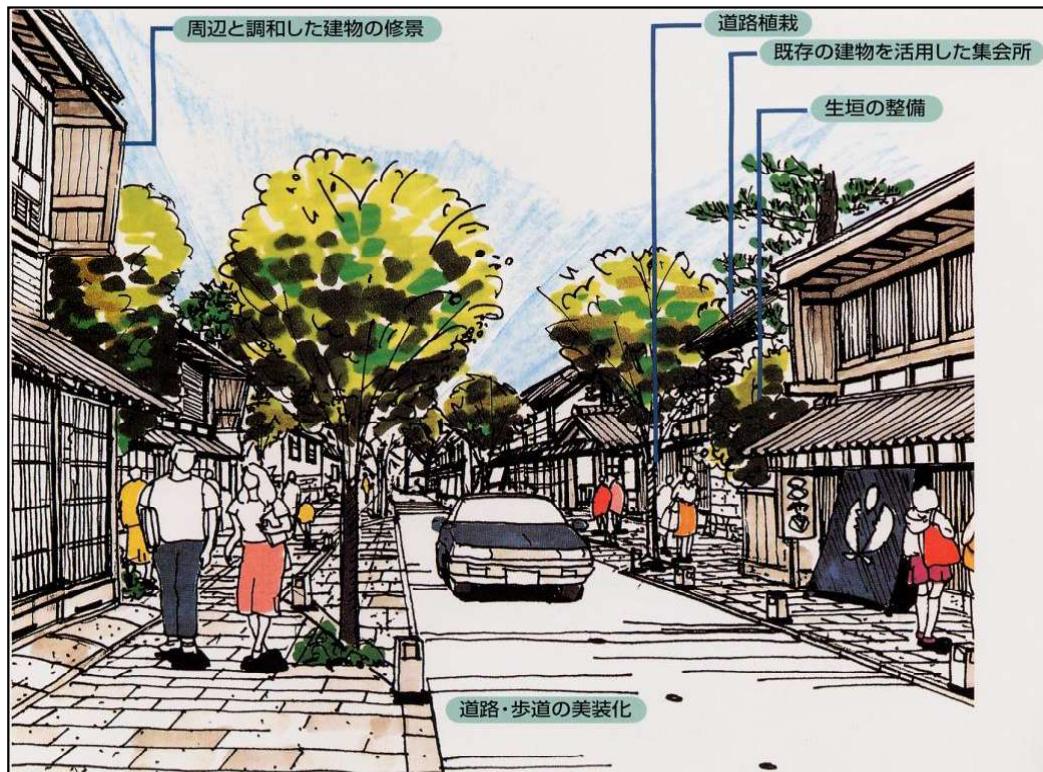
※社会資本整備総合交付金等の基幹事業

令和7年度当初予算額：社会資本整備総合交付金等の内数

概要

住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅・地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する。

事業イメージ・対象事業・支援内容



空家住宅等の除却

空家住宅等の除却(交付率:1/2)

街なみ景観整備の助成

住宅等の修景
(外観の修景の整備)

景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の活用(修理、移設、買取等)



(交付率:1/2、1/3)

協議会の活動の助成

協議会の活動の助成

勉強会、見学会、資料収集等
(交付率:1/2)

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備



生活環境施設の整備

(集会所、地区の景観形成のため設置する非営利的施設等)



公共施設の修景

(道路の美装化、街路灯整備等)

電線地中化



(交付率:1/2)

対象者

市町村、法律に基づき組織された市町村を構成員に含む協議会

【連絡先】国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL : 03-5253-8517

○官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業
(官民連携基盤整備推進調査費)

令和7年度予算額：
331百万円

概要

観光振興等の地域活性化に資することを目的とし、地方公共団体が民間の事業活動等と一体的に行うことにより、優れた効果の発現や効率性が期待できる国土交通省所管の基盤整備事業の事業化に向けた検討のうち、官側が実施する基盤整備にかかる課題の整理や機能検討、概略設計など施設整備の内容に関する調査費を補助するものです。

事業イメージ

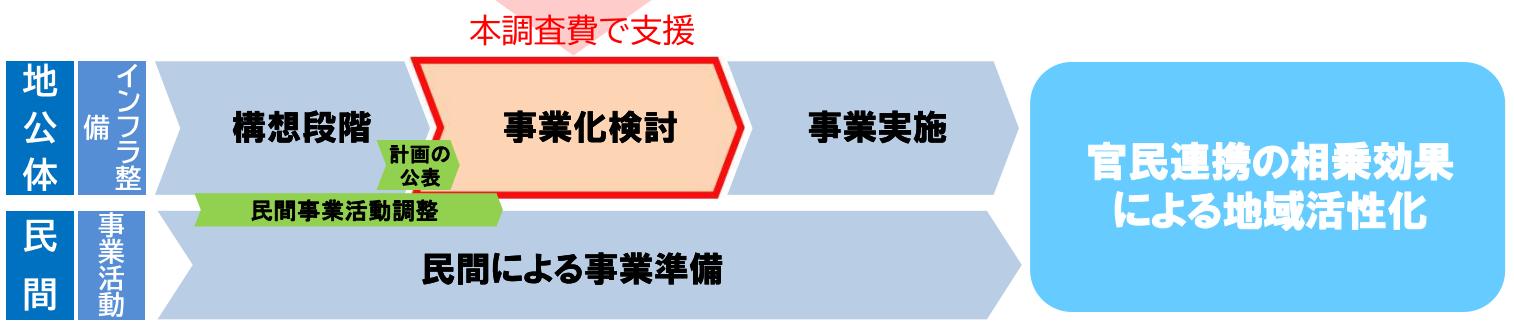
事業フロー

■事業化検討段階の調査費補助

○ インフラ整備の事業化検討に必要な調査

- ①概略設計：基本的仕様の検討、概略設計図、パース作成、概算事業費算出 等
- ②基礎データ収集：概略設計に必要な地形、地質、交通量等の調査 等
- ③整備効果検討：インフラ整備による効果、便益、経済効果の検討 等

※PPP/PFI導入可能性検討(PPP/PFI手法の選定、官民の役割分担、VFMの算定 等)についても関連する調査として上記調査に併せて実施可能



■広域観光拠点整備の検討 (道の駅の整備事例)

事例

必要な基盤整備

民間の投資、活動等

バス会社による新たな路線の設置

アクセス道路の整備

民間団体による
集客イベント開催



広場の整備

駐車場の整備

I C

サイクルポートの設置

民間商業施設の設置

防災倉庫の整備

観光交流センターの整備

休憩・子育て応援・情報提供施設の整備

地域特産品の開発・販売

対象者

地方公共団体（都道府県、特別区、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む））

対象事業

民間の事業活動等と一体的に実施する、国土交通省所管の基盤整備事業
（**道路、河川、海岸、港湾、都市公園、都市整備、空港等**の公共土木施設）
の事業化に向けて必要な調査検討の経費

① 施設整備の内容に関する調査

（基礎データ収集、需要予測、概略設計、整備効果検討等）

② 上記①で調査した施設の整備・運営手法に関する調査

（PPP/PFI手法の選定、官民の業務分担、VFMの算定等）

支援内容

事業化検討段階の基盤整備の調査設計・・・補助率： 1／2以内

昨年度からの変更のポイント

下記調査について、追加で重点支援を行う。

- ・二地域居住促進又は半島・離島地域の振興に係る調査

支援手続スケジュール（予定）

年間3回の募集を予定しています（応募状況により、変更する場合があります）

①国土交通省への応募書類の提出

（予定：第1回募集 1月22日～2月7日

第2回募集 4月中旬頃

第3回募集 6月中旬頃）

備考

ホームページ：

<https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kanminrenkei.html>

【連絡先】 国土交通省 國土政策局 地方政策課 調整室

TEL：03-5253-8111(内線29-916) 03-5253-8360(直通)

Mail : hqt-chouseisitu@gxb.mlit.go.jp

継続（再掲）

ソフト&ハード事業

○離島活性化交付金

令和7年度予算額：
1,006百万円

概要

離島における地域活性化を推進するため、地方自治体等による離島の観光情報の発信、交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり及び島外住民との交流の実施・繋がりの構築の推進など、観光の推進による交流の拡大を支援する。

事業イメージ

離島活性化交付金事業(概要)

離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定・福祉向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、定住促進や交流促進に係るソフト事業を支援する枠組み。

- ◆事業実施主体：都道県、市町村、民間団体
- ◆対象事業：以下の事業メニューに該当するもの
- ◆補助率：都道県、市町村、一部事務組合…予算の範囲内で各事業の1／2以内
民間団体…予算の範囲内で各事業の1／3以内
(国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。)
- ※ 流通効率化事業は、民間団体であっても1／2以内
- ※ 特定有人国境離島地域に係る輸送費支援は、6／10以内
(国の負担額は、地方公共団体の負担額の3倍を超えないものとする。)
- ※ 産業活性化事業における創業支援金は、上限事業費600万円／1事業
(地方自治体毎に3事業まで。)

- ◆事業期間：原則として3年以内

- ◆成果目標：あらかじめ提出する事業計画において、定量的な成果目標を設定

○定住促進事業

- ・産業活性化事業
雇用の創出のための戦略產品開発
戦略產品(5品目まで)の輸送費支援
企業誘致・創業等促進(企業誘致に向けた調査、コーディネーター招聘、離島の地域課題解決に資する社会的事業に対する創業支援金等)
- ・定住誘引事業
U. I. Jターン希望者のための情報提供等
- ・流通効率化事業
コンテナ(冷凍、冷蔵含む)、荷役機材、冷凍庫、冷蔵庫等
- ・デジタル技術等新技術活用促進事業
ローン、グリーンロードモビリティー、遠隔診療の導入等
- ・小規模離島等生活環境改善事業
買い物支援、高齢者の送迎支援等

・安全・安心向上事業

- 防災計画作成、防災講習の実施、防災機能強化のための設備等

○交流促進事業

- ・離島における地域情報の発信
パンフレット作成、WEBの作成運用、PR活動等
- ・交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり
中間支援組織の立ち上げ、観光メニュー等のプログラムの作成、交流人口の拡大に必要なトイレ改修等※
- ・島外住民との交流の実施・繋がりの構築の推進
離島留学に関する支援(寄宿舎運営費・整備費等)、離島体験ツアー等

※洋式化、バリアフリー化を対象とし新設は対象外。

対象者

都道県、市町村、一部事務組合、民間団体

対象事業

- 「定住促進」事業・・・雇用機会の創出のための戦略產品開発、戦略產品の移出及び戦略產品の原材料等の移入に係る海上輸送費支援、U・J・Iターン希望者のための情報提供、企業誘致のための仕組みづくり、デジタル技術等の新技術の導入による地域課題の解決、小規模離島等における生活環境の改善支援、防災計画策定など
- 「交流促進」事業・・・離島における地域情報の発信、交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり、島外住民との交流の実施・繋がりの構築の推進など

支援内容

上記事業に対する取り組みに対し、以下の交付率にて支援を行う。

補助率：都道県、市町村、一部事務組合・・・予算の範囲内で各事業の1/2以内

民間団体・・・予算の範囲内で各事業の1/3以内（ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。）

特定有人国境離島地域における輸送費支援事業については、6/10以内（ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額の3倍を超えない額までとする。）

昨年度からの変更のポイント

昨年度から変更なし

支援手続スケジュール（予定）

随時受け付けている。

備考

【連絡先】 国土交通省 國土政策局 離島振興課
TEL : 03-5253-8421

○離島広域活性化事業

令和7年度予算額：
社会資本整備総合交付金の内数

概要

離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定・福祉向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、ハード事業を支援する枠組みである社会資本整備総合交付金（離島広域活性化事業）の支援対象事業を拡充し、一層の離島振興を図る。

事業イメージ

離島広域活性化事業(概要)

離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定・福祉向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、定住促進、定住誘引、流通効率化及び定住基盤強化に係る施設等のハード事業を支援する枠組み。

- ◆事業実施主体：都道県、市町村、民間団体
- ◆対象事業：以下の事業メニューに該当するもの
- ◆補助率：都道県、市町村、一部事務組合…予算の範囲内で各事業の1／2以内
民間団体…予算の範囲内で各事業の1／3以内
(国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。)
※ 流通効率化関連施設整備事業は、民間団体であっても1／2以内
※ 土砂災害特別警戒区域内の事業は、予算の11.5%（上限事業費541万円）
- ◆事業期間：原則として3～5年以内

目的：一の離島を超える広域的な地域の活性化を図ることが重要となっていることに鑑み、離島の広域的地域活性化のための基盤整備等を総合的に推進し、離島の振興を図る。

○定住促進住宅整備事業 ※1

- ・空き家の改修等の人材受入のための施設整備
(既存施設の改修等及び新築)

○定住誘引施設整備事業 ※1

- ・シェアオフィス等の整備(既存施設の改修等及び新築)
- ・交流施設の整備(既存施設の改修等)※2

※1.定住促進住宅整備事業、定住誘引施設整備事業についても、民間団体による事業・民間所有施設を利用した事業も対象

※2.交流施設の整備のうち、渡船施設周辺の船客待合所・トイレ改修等は、本土側も対象

○流通効率化関連施設整備事業

- ・普通倉庫、冷蔵倉庫、荷さばき施設、加工場等の整備

○定住基盤強化事業

- ・避難施設の整備
- ・防災活動拠点の改修
- ・避難路、案内板等簡易な施設の整備等
- ・緊急時物資等輸送施設の整備
- ・災害応急対策施設の整備(施設整備を伴わない設備等を除く)
(防災目的の高付加価値コンテナを含む)
- ・感染症対策等の離隔施設への改修等
- ・土砂災害特別警戒区域内の住宅改修・建替

※離島における二地域居住を促進するため、特定居住促進計画に基づき実施する事業を重点配分対象事業に設定。
なお、各事業には、基幹事業と一体となって効果を発揮するために必要な効果促進事業(ソフト事業)を含むことができる。

対象者

都道県、市町村、一部事務組合、民間団体

対象事業

- 定住促進住宅整備事業
 - ・空き家の改修等の人材受入のための施設整備（既存施設の改修等及び新築）
- 定住誘引施設整備事業
 - ・シェアオフィス等の整備（既存施設の改修等及び新築）
 - ・地域交流施設の整備（既存施設の改修等）
(例：地域・観光交流センター、自然体験施設等)
- 流通効率化関連施設整備事業
 - ・普通倉庫、冷蔵倉庫、荷さばき施設、加工場等の整備（改築等含む）
- 定住基盤強化事業
 - ・避難施設の整備、防災活動拠点の改修、避難路・案内板等簡易な施設の整備等、緊急時物資等輸送施設の整備、災害応急対策施設の整備、感染症対策等の離隔施設への改修等、土砂災害特別警戒区域内の住宅改修・建替

支援内容

上記事業に対する取り組みに対し、以下の交付率にて支援を行う。

- 都道県、市町村、一部事務組合
→予算の範囲内で各事業の1/2以内
- 民間団体
→予算の範囲内で各事業の1/3以内（ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。）
※流通効率化関連施設整備事業は、民間団体であっても1／2以内
※土砂災害特別警戒区域内の事業は、予算の11.5%（上限事業費541万円）

昨年度からの変更のポイント

定住基盤強化事業において、災害応急対策施設（高付加価値コンテナ）を支援対象として拡充。

支援手続スケジュール（予定）

随時受け付けている。

【連絡先】国土交通省 国土政策局 離島振興課
TEL: 03-5253-8421

○地域再生制度

概要

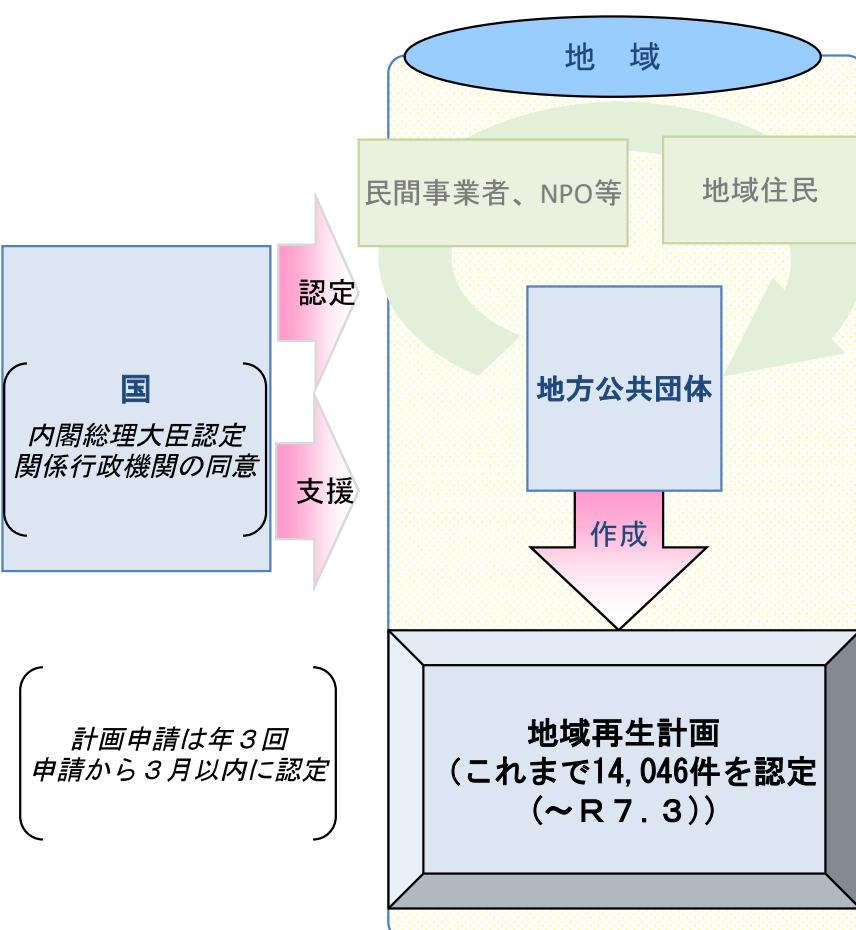
地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定等を行う。

事業イメージ

○ 地域再生法（平成17年法律第24号）

- 地方公共団体が作成する地域再生計画を内閣総理大臣が認定、認定計画に基づく措置を通じて、
 自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援
- 地域再生の施策は、「就業の機会の創出」「経済基盤の強化」「生活環境の整備」が3本柱
- 地域再生法は、各府省横断的・総合的な施策を載せる共通プラットフォームとして機能
- 計画認定には、地域再生基本方針（閣議決定）への適合を確認

○ 地域再生計画の認定プロセス



主な支援措置メニュー

- ①新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)
(R6創設)
- (注)デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ／地方創生拠点整備タイプ)(R4創設)等を新たに位置付けたもの。
- (注)R6改正で、民間事業者が公共的施設等の整備を行う場合についても、地方公共団体が第2世代交付金を活用し補助する場合には、地方負担分を地方債の起債対象とすることとした。
- ②企業版ふるさと納税
(まち・ひと・しごと創生寄附活用事業)(H28創設)
- ③地域再生支援利子補給金 (H20創設)
- ④企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等
(地方活力向上地域等特定業務施設整備事業)
(H27創設、H30改正、R6改正)
- ⑤地域再生エリアマネジメント負担金
(地域来訪者等利便増進活動計画)(H30創設)
- ⑥商店街活性化促進事業 (H30創設)
- ⑦「小さな拠点」の形成に係る手続・課税の特例
(地域再生土地利用計画)(H27創設)
(小さな拠点税制)(H28創設、H30改正)
- ⑧生涯活躍のまち形成事業 (H28創設)
- ⑨地域住宅団地再生事業 (R1創設、R6改正)
- ⑩既存住宅活用農村地域等移住促進事業 (R1創設)
- ⑪民間資金等活用公共施設等整備事業
(民間資金等活用事業推進機構(PFI推進機構)の業務特例)(R1創設)
- ⑫補助対象施設の有効活用
(財産処分制限に係る承認手続の特例)(H17創設) 等

対象者

地方公共団体又は地方公共団体の組合

対象事業

地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を実施するための事業。具体的には認定地域再生計画に記載された支援措置を活用して実施する事業。なお、地域再生計画の認定基準は以下のとおり。

▶地域再生計画の認定基準（地域再生法第5条第15項）

- 一 地域再生基本方針に適合するものであること。
- 二 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること。
- 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

支援内容

地域再生計画に記載し、認定を受けることにより活用することが可能となる法律上の特別の措置及び各所管省庁が地域再生計画と連動して実施する施策については、HPにて公表している。

▶詳細はこちら

(https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kekka/250328/07_250328_jimurenrenraku_attachment.pdf)

▶観光地域づくりに資する施策例

- 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）（内閣府）
- 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）（内閣府）
- 地域再生エリアマネジメント負担金制度（内閣府）
- 商店街活性化促進事業に係る手続・資金調達の特例等（内閣府）
- 農山漁村振興交付金（農林水産省）
- 補助対象施設の有効活用 等

支援手続スケジュール（予定）

- 毎年度5月、9月、1月頃 地方公共団体から地域再生計画の認定申請受付
- 毎年度7月、11月、3月頃 内閣総理大臣が地域再生計画を認定

【連絡先】

内閣府 地方創生推進事務局 地域再生担当 TEL : 03-5510-2474

○中心市街地活性化制度

令和7年度予算額：
22百万円

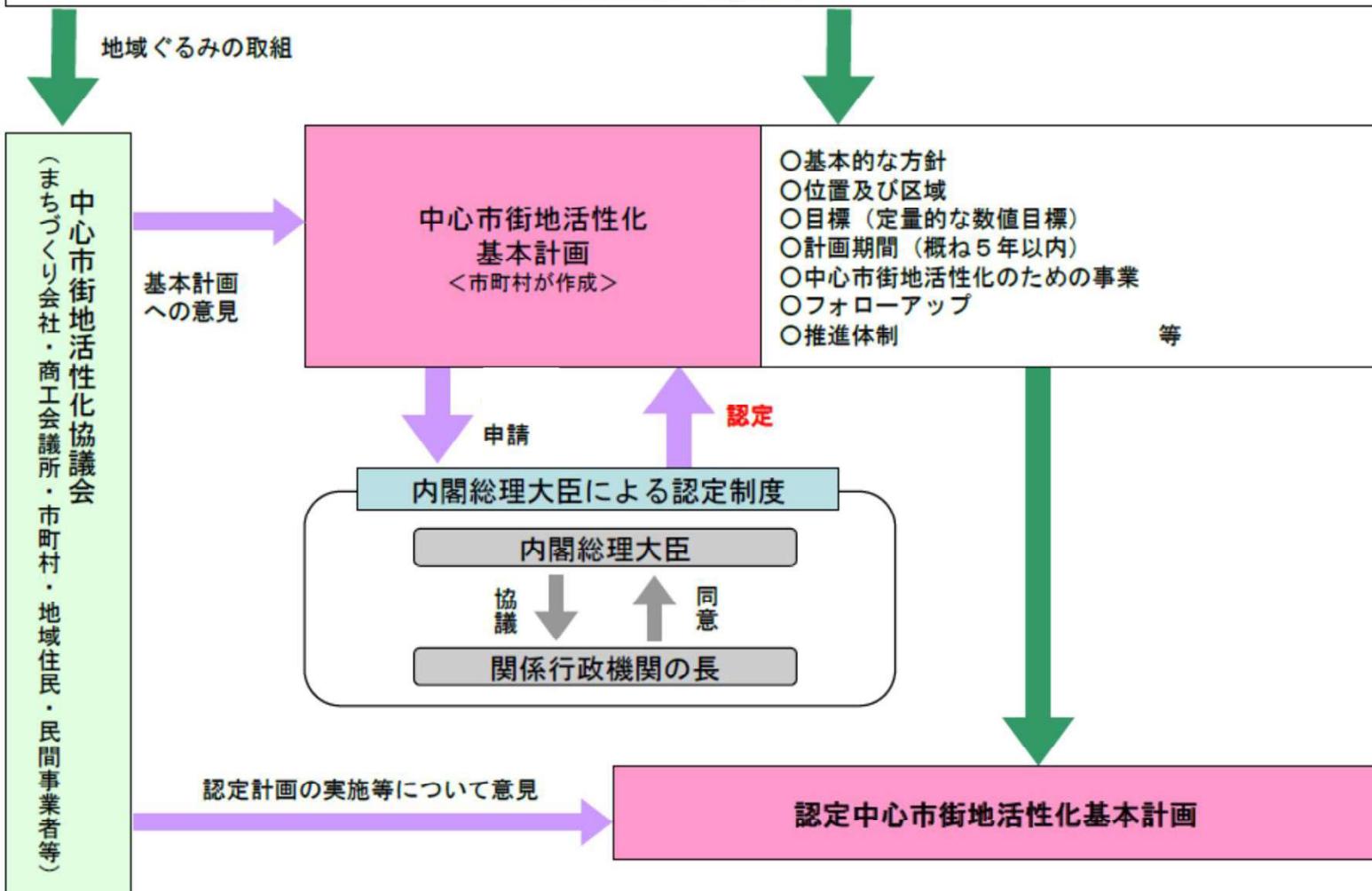
概要

【目的】 少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。

【基本理念】 地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行う。

事業イメージ

基 本 方 針
中心市街地活性化本部（本部長：内閣総理大臣、構成員：全閣僚）が
案を作成→閣議決定



対象者

中心市街地活性化基本計画に位置付けられた事業主体
（地方公共団体、まちづくり会社、民間事業者等）

対象事業

- 市街地の整備改善
- 都市福利施設の整備
- まちなか居住の推進
- 経済活力の向上

基本計画の認定と連携した支援措置

- 新しい地方経済・生活環境創生交付金の申請上限数の緩和+優先採択（内閣官房）
- 中心市街地共同住宅供給事業（国土交通省）
- 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）（国土交通省）
- 中心市街地における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））
（経済産業省）
- 中心市街地活性化ソフト事業（総務省）
- ・・・等

支援手続スケジュール（予定）

- 認定を目指す前々年度まで　内閣府への事前相談が望ましい

- 認定を目指す前年度まで

- ・地域の現状分析、住民等のニーズの把握
- ・地元での中心市街地活性化への方針や計画の合意形成、都市計画手続き、
中心市街地活性化協議会の設置
- ・計画原案書の作成

- 認定を目指す年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基本計画内容の調整、 国の支援措置について関係行政機関と 調整												
事前ヒアリング												
基本計画素案の提出						★						
ヒアリング												
基本計画案の提出（完成）										★		
関係行政機関の長の事前同意手続											→	
基本計画の認定申請											★	
関係行政機関の長の同意手続											→	
基本計画の認定												★

※認定は年度末を基本とするが、市町村の個別事情に応じた調整も可能

備考

- 地方創生ホームページ

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/index.html>

【連絡先】

内閣府 地方創生推進事務局 中心市街地活性化担当
TEL：03-5510-2209

○地域公共交通確保維持改善事業

令和7年度予算額：
20,905百万円

概要

地域のバス・鉄道の減便・廃止や運転者の不足等により、地域住民の移動に不便が生じているという現状の改善や、我が国成長のエンジンである観光需要の地方誘客に向けた観光二次交通の確保は、待ったなしの課題。

「交通空白」解消に向け、「地域の足」「観光の足」の確保を強力に進めるとともに、デジタル技術も活用し、地域のあらゆる関係者が参画した連携・協働の取組を進め、地域交通の「リ・デザイン」を全国的に展開。

事業イメージ

「交通空白」の解消、多様な関係者の連携・協働等による持続可能な地域交通への進化

■「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト

喫緊の課題である「交通空白」の早期解消等に向け、

- ・「交通空白」の課題がある自治体において、都道府県が先導する場合も含め、公共/日本版ライドシェア導入等を総合的に後押し
(調査・計画策定・合意形成、実証運行に係る車両・システム・運行費等の支援)
- ・地域の多様な主体の連携・協働による「共創」実証運行、MaaSの広域化等支援
- ・「『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム」パイロットプロジェクト推進
(官民連携、地域間連携、モード間連携の広域的解決モデルを横展開)



■訪日外国人旅行者受入環境整備（観光庁予算）

訪日外国人旅行者の「観光の足」確保に向け、

- ・公共/日本版ライドシェア等活用による観光地の二次交通の高度化
- ・乗場・待合環境整備等の二次交通へのアクセスの円滑化
- ・多言語対応、キャッシュレス決済の普及や、観光車両導入等の公共交通機関における受入環境整備



■交通DX・GXによる省力化・経営改善支援

配車・運行管理システムの導入・共通化、

キャッシュレス決済の導入等支援

■自動運転の社会実装に向けた支援

自動運転大型バス等への支援を強化

■交通分野における人材確保支援

2種免許取得、採用活動等、人材確保を支援

■財政投融資（鉄道、バス、タクシー等のDX・GX投資に対する出融資）

(令和7年度：135億円)

■地域公共交通計画・協議会のアップデート支援

「交通空白」解消に向けた実態把握やモビリティデータの利活用等の支援

■ローカル鉄道再構築

再構築に向けた協議の場の設置、調査・実証事業を支援

■地域公共交通再構築（社会資本整備総合交付金）

地域交通ネットワーク再構築に必要なバス・鉄道施設整備支援

■EV車両・自動運転車両等の先進車両導入支援

地域公共交通の維持・確保等

○地域公共交通の維持・確保

地域公共交通計画に基づくバス路線等の運行支援、離島航路、航空路の運航支援 等

対象者

交通事業者等（地域における協議会の議論を経て計画を作成することが前提）、
地域における協議会又は地方公共団体

対象事業

- ①地域公共交通確保維持事業**
- ②地域公共交通バリア解消促進等事業**
- ③地域公共交通調査等事業**
- ④「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト**
- ⑤交通DX・GXによる省力化・経営改善支援等**
- ⑥旅客運送事業者人材確保支援**
- ⑦自動運転社会実装推進事業**

等

※「交通空白」解消に向け、タクシー等の導入に当たり、具体的な導入手段に関する調査から実証運行までに生じる経費を支援
※交通を地域のくらしと一体として捉え、地域の多様な関係者が連携して行う「共創型交通」のプロジェクトのほか、地域の公共交通のリ・デザインを加速化する「モビリティ支援人材の育成・確保」や「地域交通DXの推進」を支援。

支援内容（補助率等）

- 地域公共交通確保維持事業・・・1/2等
- 地域公共交通バリア解消促進等事業・・・事業費の1/3等
- 地域公共交通調査等事業・・・1/2等
- 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト・・・2/3等
- 交通DX・GXによる省力化・経営改善支援等・・・1/2等
- 旅客運送事業者人材確保支援・・・1/2等
- 自動運転社会実装推進事業・・・4/5等

支援手続スケジュール（予定）

最寄りの地方運輸局等にお問い合わせください。（下記URL参照）

備考

参考URL：

（公共交通政策）

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000210.html

【連絡先】

国土交通省 総合政策局 地域交通課 TEL：03-5253-8396

○ローカル10,000プロジェクト (地域経済循環創造事業交付金)

令和7年度当初予算額：
615百万円

概要

産学官の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の立ち上げを支援する。

事業イメージ

支援対象

- ・地域密着型(地域資源の活用)
- ・地域課題への対応(公共的な課題の解決)
- ・地域金融機関等による融資等
- ・新規性(新規事業)
- ・モデル性

対象経費は、
 ・施設整備費
 ・機械装置費
 ・備品費

民間事業者等の初期投資費用

公費による交付額

国 費

地方費

地域金融機関による融資等

- ・公費による交付額以上

自己 資金等

原則 1/2

※条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は国費
2/3, 3/4

重点支援(嵩上げ)

- ・「デジタル技術活用」 国費3/4
- ・「脱炭素」 国費3/4
- ・「女性・若者活躍」 国費3/4

これまでの実績 (560事業、442億円)

(事業数は交付決定数、金額は事業実績(見込み含む))

公費交付額 154億円、融資額 224億円、自己資金等 64億円

※端数処理の都合上合計は一致しない。 (R6年度末時点)

対象事業

地域資源を活かした先進的で持続可能な事業であって、地域経済の循環効果を創出する事業であり

- ・事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となる事業であること
- ・他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること
- ・地域金融機関から受ける融資額が公費による交付額(国費+地方費)と同額以上であること

支援内容（補助率等）

○公費による交付額の上限

→ 原則2,500万円

融資額又は出資額が公費による交付額の

- ・1.5倍以上2倍未満の場合：3,500万円
- ・2倍以上の場合：5,000万円

○補助率

→ 原則、公費による交付額の1／2

条件不利地域で財政力の弱い市町村（財政力指数0.5未満）は2／3

特に財政力の弱い市町村（財政力指数0.25未満）は3／4

重点支援

以下の事業に該当し、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業については、手厚く支援

○生産性向上に資するデジタル技術の活用に関する事業【国費3/4】

○脱炭素に資する地域再エネの活用等に関する事業【国費3/4】

○地域の女性や若者の活躍に関する事業【国費3/4】

支援手続スケジュール（予定）

実施計画書提出を隨時受付、毎月末日提出〆切、翌々月下旬交付決定

【連絡先】

総務省 地域力創造グループ 地域政策課 TEL：03-5253-5523

継続（再掲）

ソフト&ハード事業

○かわまちづくり支援制度

令和6年度補正予算額：
都市水環境整備11,661百万円の内数
社会資本整備総合交付金61,159百万円の内数

令和7年度予算額：
都市水環境整備24,874百万円の内数
社会資本整備総合交付金487,410百万円の内数

概要

- 河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれにつながるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化、観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した賑わいある良好な空間形成を目指します。
- 民間事業者の方々も、自ら発意をして「かわまちづくり計画」を策定する主体者となることが可能です。
- 民間事業者の方々にも気軽にご相談いただける「かわまちづくりよろず相談窓口」を開設しています。

事業イメージ

(水辺整備の例)

- ・河川管理者による護岸整備や管理用道路整備等と民間事業者等が連携した水辺空間を創出し、地域活性化を図る。

【実施事例】



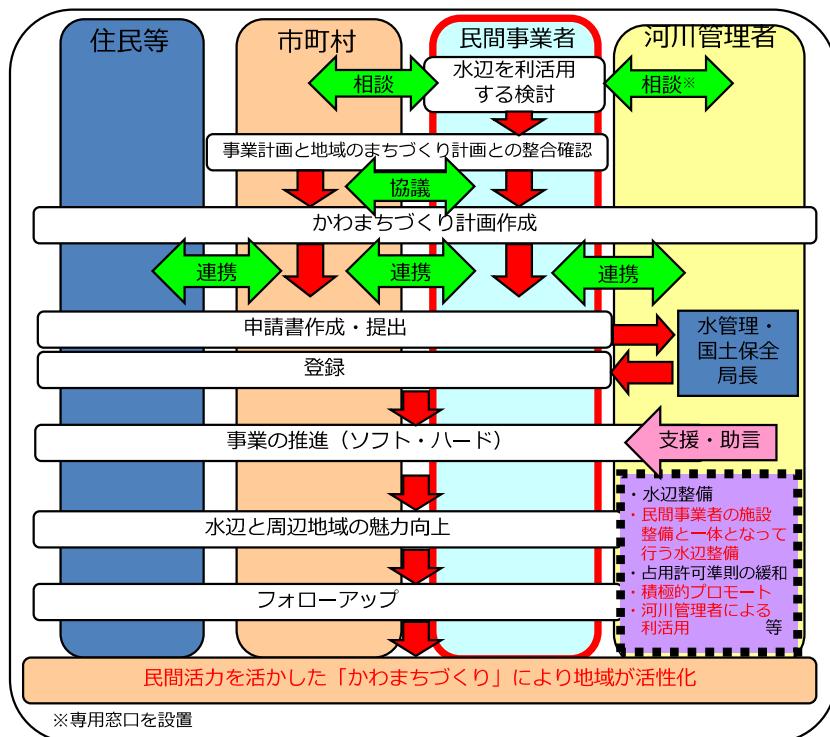
閑上地区かわまちづくり（名取川/名取市）



※完成イメージ
中津川市かわまちづくり（千旦林川/中津川市）

【「かわまちづくり」の流れ】

【民間事業者が入った協議会が申請する場合の例】



対象者

河川管理者と連携して「かわまちづくり」を推進する主体（推進主体）
市町村、民間事業者、市町村を構成員に含む法人格のない協議会、民間事業者

対象事業

支援制度の登録を受けることができる要件は、「かわまちづくり計画」の対象となる河川が次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 歴史的風致維持向上計画や観光圈整備実施計画など国による認定が個別法で規定されており、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
- 都市再生整備計画や地方再生計画など国による認定が個別法で規定されており、地域活性化や地域振興に関する計画等において、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
- 中心市街地活性化、国家戦略特区、地方創生特区及び環境モデル都市など国として積極的に支援している地域活性化施策に関連して良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
- 推進主体が河川空間と一体となったまちづくりを行うために自らが整備・活用を計画し、賑わいある良好な河川空間形成のための諸活動を行っている等、推進主体の熱意が特に高く、地域活性化に資する河川整備を行う必要がある河川

支援内容

ソフト施策による支援

- 都市・地域再生等利用区域の指定等によるオープンカフェなど河川空間の多様な利活用の促進
- 優良事例に関する情報提供や必要な調査等により、計画の実現を支援

都市・地域再生等利用区域の指定の適用事例



水面上遊歩道のイベントや舟運等での活用 (道頓堀川/大阪市)



河岸緑地へのオープンカフェの設置 (京橋川/広島市)

先進的な取組の情報提供



民間事業者のエリアマネジメントによる管理・運営 (信濃川/新潟市)



河川敷広場への新たな賑わい拠点の整備 (木曽川/美濃加茂市)

ハード施策による支援

- 治水上の安全・安心に寄与するとともに、河川空間を活用し賑わいを創出することで、地域活性化に寄与する河川管理用通路や親水護岸等の施設整備及びそれと一体となった生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出のための河道整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援。(市町村、民間事業者が河川空間の利用施設を整備)



河川管理用通路の利用
(最上川/長井市)



親水護岸の利用
(新町川/徳島市)



支援手続スケジュール（予定）

- 推進主体が河川管理者と共同で「かわまちづくり」計画を作成し、各地方整備局等を経由して水管理・国土保全局長に支援制度への「かわまちづくり計画」の登録を申請
- 水管理・国土保全局長が「かわまちづくり計画」の実現可能性等を勘案の上、登録※登録は夏頃を予定

【連絡先】

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 TEL: 03-5253-8447

かわまちづくりよろず相談窓口（略称『かわよろず』）

hqt-kawayorozu@gbmlit.go.jp

セキュリティ対策のため、※は@に置き換えた上で送信願います

○観光地・観光産業における人材不足対策事業

令和7年度予算額：
50百万円

概要

人手不足の解消に向け、採用活動等の足下の対策、機械化・DX化推進のための設備投資支援等の短期的な対策、外国人材の活用、経営の高度化等の中長期的な対策など、あらゆるフェーズの人手不足対策を総合的に実施。

事業イメージ

対象事業

①人材確保の促進

大型の合同企業説明会等における宿泊業の魅力発信イベントの実施等、事業者の採用活動を全面的に促進

②人材活用の高度化に向けた設備投資等支援

人手をかけるべき業務に人材を集中投下し、サービス水準向上・賃上げを実現するため、スマートチェックイン・アウト、配膳・清掃等ロボット、チャットボット、予約等管理システム（PMS）等の設備投資を支援

③外国人材の確保

特定技能試験の受験者を増やすためのジョブフェア等のPR活動、試験合格者の雇用のためのマッチングイベントの実施、観光地における外国語対応人材の確保等

④経営の高度化

「観光人材育成ガイドライン」に準拠した教育プログラムの充実等、経営の高度化を促進



スマートチェックイン・アウト



配膳ロボット

特定技能外国人材
(宿泊業)

対象者

支援内容

○補助対象：宿泊事業者、民間事業者等

○事業形態：①③④直轄事業 ②間接補助事業（補助上限500万円、補助率1/2）

【連絡先】国土交通省 観光庁 観光産業課 TEL：03-5253-8367

○ ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化

令和7年度予算額：1,866百万円

概要

インバウンドの更なる増加に伴い、消費額の拡大や地方誘客の促進を図りながら、高い経済効果を全国に波及させるため、全国の観光地における個々の観光スポットや広域的な周遊に係る一體的な環境整備の取組等を支援する。

事業イメージ

①インバウンド受入環境整備高度化事業

インバウンドの周遊促進・消費拡大に向けて、観光地等の面的な受入環境整備の高度化を支援



【補助メニュー例】（全20項目）

- ・多言語化、公衆無線Wi-Fi、キャッシュレス、トイレ洋式化等の基礎的な受入環境整備
- ・ワーケーション環境の整備、ICTごみ箱の設置、多様な移動手段の導入等
- ・ナイトタイムエコノミー、廃屋撤去等の賑わい環境の創出
- ・段差の解消、子連れ環境の整備等のユニバーサル対応支援
- ・観光案内所の整備等の観光拠点の整備・改良に係る支援

②観光二次交通高度化事業

地方部におけるインバウンドの「観光の足」を確保するため、日本版/公共ライドシェアの導入等、観光地における二次交通の高度化を支援

- 1)日本版/公共ライドシェア導入
- 2)レンタカー貸渡の省人化や複数施設による共同送迎輸送等、地域の輸送資源の活用促進
- 3)モード間連携による円滑な乗継・周遊（観光MaaS）

観光客向け
公共ライドシェア

旅館送迎車両の活用

列車降車時にタクシーを
手配する仕組み③地方誘客促進に向けた
インバウンド安全・安心対策推進事業

観光危機管理計画策定、観光施設等の避難所機能・多言語対応機能の強化、医療機関の訪日外国人患者受入機能の強化を支援

観光危機管理計画の
策定支援

多言語対応AED等

キャッシュレス
決済環境の整備

④観光地域振興無電柱化推進事業

観光における地域振興に向けた無電柱化の推進を図るための取り組み等を支援



⑤先進的なサイクリング環境整備事業

サイクルツーリズムを推進するため、訪日外国人に対応した走行環境整備、受入環境整備、情報発信を支援



サイクルラックの設置



多言語案内看板

⑥歴史的観光資源高質化支援事業

観光の核となる歴史的建造物を含めた

歴史的まちなみ全体の質を向上させる取組みを支援

建築物・空地等の美装化・緑化、除却等



歴史的な町並みの景観に配慮した建造物

⑦外国人旅行者向け免税店支援事業

制度改正に伴う、輸出物品販売場におけるシステム改修費用を支援



対象者

地方公共団体、DMO、民間事業者等

対象事業

①インバウンド受入環境整備高度化事業

観光地における多言語対応、無料Wi-Fiの整備等の基本的な受入環境整備に加え、滞在時間の延長・消費の拡大を図るために、賑わい拠点となる屋外広場の整備、近距離移動支援モビリティの整備、点在する観光スポットへの周遊を促すための電動キックボード等の多様な移動手段の整備等を支援する。

②観光二次交通高度化事業

地方部におけるインバウンドの「観光の足」を確保するため、日本版／公共ライドシェアの導入等、観光地における二次交通の高度化を支援する。

③地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業

- ・地域における訪日外国人旅行者を含めた観光客に対する災害時の対応方針等の計画策定を支援する。
- ・観光施設等における危機管理対応能力強化のため、避難所機能強化・災害時の多言語対応機能の強化の取組を支援する。
- ・医療機関の訪日外国人患者受入機能強化のため、キャッシュレス決済環境の整備、多言語化等の環境整備等を支援する。

④観光地域振興無電柱化推進事業

電線管理者が実施する無電柱化を支援する。

⑤先進的なサイクリング環境整備事業

訪日外国人旅行者に対応した質の高いサイクリング環境の創出を図るため、官民が連携して実施する走行環境整備、受入環境整備、情報発信を支援する。

⑥歴史的観光資源高質化支援事業

歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却及び伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景を支援する。

⑦外国人旅行者向け免税店支援事業

外国人旅行者向け免税制度の「リファンド方式」移行に伴い、必要となるシステム改修費用を支援する。

支援内容（補助率等）

- ① 1/2等
- ② 2/3
- ③ 1/2
- ④ 1/2
- ⑤ 1/2
- ⑥ 1/3
- ⑦ 定額（上限15万円）

昨年度からの変更のポイント

- ②⑦ 事業新設

支援手続スケジュール（予定）

- ①下記【連絡先】にお問い合わせください。公募の際は、[インバウンド受入環境整備高度化事業](#)に公募情報のページへのリンクを掲載する予定です。
- ②最寄りの地方運輸局等にお問い合わせください。
- ③最寄りの地方運輸局等にお問い合わせください。
- ④最寄りの地方整備局等にお問い合わせください。（下記相談窓口参照）
- ⑤最寄りの地方整備局等にお問い合わせください。（下記相談窓口参照）
- ⑥最寄りの各地方整備局等にお問い合わせください。
- ⑦令和7年7月頃 公募開始
令和7年8月下旬 公募締切
令和7年9月頃 交付決定（事業着手）
※新規事業であり、スケジュールは変更となる可能性あり。

④各地方整備局等の相談窓口：

(観光地域振興無電柱化推進事業)

<https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/soudan.html>

⑤各地方整備局等の相談窓口

(先進的なサイクリング環境整備事業)

北海道開発局	建設部地方整備課	TEL : 011-709-2311 (代表)
東北地方整備局	道路部交通対策課	TEL : 022-225-2171 (代表)
関東地方整備局	道路部地域道路課	TEL : 048-601-3151 (代表)
北陸地方整備局	道路部地域道路課	TEL : 025-370-6742 (直通)
中部地方整備局	道路部交通対策課	TEL : 052-953-8178 (直通)
近畿地方整備局	道路部交通対策課	TEL : 06-6945-9107 (直通)
中国地方整備局	道路部地域道路課	TEL : 082-221-9231 (代表)
四国地方整備局	道路部地域道路課	TEL : 087-811-8323 (直通)
九州地方整備局	道路部交通対策課	TEL : 092-476-3534 (直通)
沖縄総合事務局	開発建設部道路建設課	TEL : 098-866-1914 (直通)

【連絡先】 ①③国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室

TEL : 03-5253-8972

② 国土交通省 総合政策局 地域交通課

TEL : 03-5253-8396

④ 国土交通省 道路局 環境安全・防災課

TEL : 03-5253-8495

⑤ 国土交通省 道路局 参事官 (自転車活用推進)

TEL : 03-5253-8497

⑥ 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室

TEL : 03-5253-8954

⑦ 国土交通省 観光庁 観光戦略課

TEL : 03-5253-8322

○オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業

令和6年度補正予算額：158億円の内数

概要

国内外の観光需要が堅調に回復する中で、一部の地域や時間帯等によっては、観光客の過度な混雑やマナー違反による地域住民の生活への影響や、旅行者の満足度の低下への懸念も生じている状況であり、適切な対処が必要。

観光客の受け入れと住民の生活の質の確保を両立しつつ、持続可能な観光地域づくりを実現するには、地域自身があるべき姿を描き、実情に応じた具体策を講じることが有効であり、こうした取組を総合的に支援する。

事業イメージ



対象者

地方公共団体、DMO、民間事業者等

対象事業

各地域が現在抱えている／今後抱えうるオーバーツーリズムに関する課題について、その未然防止・抑制に向けた様々な取組※を総合的に支援する。

＜類型＞

- ①地域一体型：地方公共団体／DMOが中心となり、地域の観光関係者や住民の参画を得つつ実施する取組を支援。
- ②実証・個別型：地方公共団体／DMO／民間事業者等が主体となった取組を支援。（民間事業者等が主体となる場合、地方公共団体との連携が必須）

※(a) 地域における受入環境の整備・増強、(b) 需要の適切な管理、(c)需要の分散・平準化、(d)マナー違反行為の防止・抑制、(e)地域住民と協働した観光振興に係る取組（いざれも調査・実証事業を含む。）を対象とする。

支援内容

○事業形態：①、②ともに間接補助事業

○補助対象：国→民間事業者（事務局）

→①地方公共団体、DMO

補助率等：1地域あたり400万円まで定額、補助率2／3（※）、1／2、
上限額：8,000万円

※申請主体が持続可能な観光に取り組む地域である場合（日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）ロゴマークを取得済又は取得予定）

→②地方公共団体、DMO、民間事業者等

補助率等：1／2、上限額：5,000万円

支援手続スケジュール（予定）

令和7年4月中旬：一次公募・採択

※2次公募は実施可否含め未定

【連絡先】国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室

TEL：03-5253-8972

○国立公園滞在環境等上質化事業

令和7年度予算額：
5,860百万円の内数

概要

国立公園内の利用拠点における滞在環境の上質化に係る計画策定及び当該計画に基づく利用拠点上質化整備等を行うことにより、外国人訪問者の国立公園での体験滞在の満足度を向上させる事業に対する補助。

事業イメージ

【事業内容】

○国立公園利用拠点の上質化のため、地域関係者が策定する利用拠点計画に基づき、新たな民間投資を呼び込み、地域が一体となって面的な整備改善を図る取組を推進する。

○具体的な調査内容・補助対象事業は以下のとおり。

- 1 利用拠点計画策定支援
- 2 利用拠点計画に基づく整備事業
 - ①廃屋の撤去 ②インバウンド機能向上
 - ③まちなみの改善 ④既存施設の観光資源化
 - ⑤引き算の景観改善
 - ⑥利用拠点滞在環境改善事業【新設】
- 3 自然景観地の核心地の上質化事業
建物の外装、内装、設備の改修 等

【事業イメージ】



廃屋を撤去し、跡地に民間事業者が新たな施設（カフェ、休憩テラス等）を整備



利用が低下していた施設をリニューアルし、観光拠点として滞在環境を上質化

対象者

- ・地方公共団体（都道府県、市町村）等
(※対象事業のうちのⅠ、Ⅱ、Ⅲ)
- ・民間企業
- ・社団法人、財団法人、特定非営利活動法人
- ・観光協会・広域観光推進機構、その他協議会等
(※対象事業のうちのⅡ、Ⅲに限る)

対象事業

I 国立公園利用拠点計画策定支援

地元自治体（都道府県、市町村）が主体となり、環境省や既存民間事業者等と協議して策定する利用拠点計画又は利用拠点整備改善計画の策定支援

Ⅱ 国立公園利用拠点上質化整備

1. 廃屋撤去事業

撤去後の跡地が地域活性化のための利用に供される廃屋の撤去

2. インバウンド対応機能強化

多言語サイン・標識の整備、公衆無線LAN環境整備、トイレ洋式化

3. 文化的まちなみ改善

利用拠点における文化的資産への国立公園利用者の誘導、文化的資産との連携の効果を發揮する外構修景、建築外観修景、建築設備等修景等を行うもの

4. 既存施設観光資源化促進

既存の国立公園利用サービス施設に対し、インバウンド受け入れを前提とした施設の機能転換または機能強化のための内装整備及び設備整備を行う事業

5. 無電柱化など引き算の景観改善

無電柱化や通景伐採、景観を阻害する工作物の撤去・移設、駐車場アスファルト舗装面の緑地化による「引き算」の取組により、国立公園利用拠点の景観を良好なものに改善する事業

6. 利用拠点滞在環境改善事業

滞在体験魅力向上に重点的に取り組む利用拠点において、建築物等の撤去、滞在時の魅力向上に資する賑わいや憩いの場の形成を行う事業

Ⅲ 自然景観地の核心地の上質化事業

国立公園核心地の満喫に寄与する利用施設（山小屋等）において、インバウンド受入れ環境整備など施設利用者の増加に資するため、施設の外装、内装、設備等の改修を行う事業

支援内容

事業費の1/2を上限に助成（対象事業Ⅰのうち利用拠点整備改善計画策定支援については2/3）
対象エリアは以下のとおり

・対象事業Ⅰ、Ⅱ

自然公園法第36条に基づき指定された集団施設地区内、又は自然公園法第20条に基づき指定された特別地域内において国立公園利用者サービスを提供する施設が集積している地域

・対象事業Ⅲ

国立公園の優れた自然景観（特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区）の満喫に寄与する、自然公園法第20条に基づき指定された特別地域内

昨年度からの変更のポイント

- 滞在体験魅力向上に重点的に取り組む利用拠点において、景観阻害施設の撤去など面的な滞在環境改善への支援拡充（利用拠点滞在環境改善事業の新設）
- 社会的課題、ニーズの変化を踏まえた補助内容の見直し（引き算の景観改善の拡充）

支援手続スケジュール（予定）

令和7年4月頃以降に補助対象案件の公募を開始予定

備考

【連絡先】環境省自然環境局国立公園課
TEL：03-5521-8278

○国立公園等多言語解説等整備事業

令和7年度予算額：
5,860百万円の内数

概要

国立公園、国定公園等の案内板や展示物における多言語解説の媒体整備を支援するもの。

事業イメージ

【事業目的・背景・課題】

国立公園、国定公園等の自然体験拠点における案内板やビジターセンター・世界遺産センター等の展示物については、主に日本語での解説が多く、外国人旅行者に国立公園等の自然などの魅力が十分伝わらない。また、国立公園では一定の英語解説文整備が進みつつあるものの、他の言語への対応は十分ではなく、また、国民公園、国定公園等においては多言語解説文整備が十分進んでいない。

訪日外国人利用者が多く見込める自然体験拠点における多言語化の効果を高め、施設・エリアの満足度の向上を図るには、国立公園、国定公園、国民公園等の自然体験拠点を中心としたエリア一帯で取り組みを進めることが必要。

【事業内容】

これまでの観光庁多言語事業の成果を活用しつつ、国立公園、国定公園、長距離自然歩道等に加え国民公園、世界自然遺産の案内板やビジターセンター等の展示物、その他各種関係コンテンツ等についてICTなども活用し、観光庁ガイドラインの下で作成した英語等の多言語の解説文を活用しながら、多言語整備にかかる設計から媒体化まで行い、外国人目線で分かりやすく魅力的な多様な解説整備をエリア一帯で促進。

- (1) 国立公園等における多言語解説案内板・展示物等の整備
- (2) モバイル媒体と連携したICT技術による多様な多言語解説等
- (3) 事業実施の効率化にかかる業務
- (4) 同時音声翻訳技術の一部導入
- (5) 自治体・民間団体等による多言語整備への補助

【事業実施スキーム】

- ・ 事業形態：直轄事業・補助事業
(補助率：2/3)
- ・ 請負先/補助対象：
民間事業者/地方公共団体・DMO・観光協会等



対象者

地方公共団体、観光協会・DMO等の団体、民間事業者等

対象事業

これまでの観光庁多言語事業の成果を活用しつつ、国立公園、国定公園、長距離自然歩道等に加え国民公園、世界自然遺産の案内板やビジターセンター等の展示物、その他各種関係コンテンツ等についてICTなども活用し、観光庁ガイドラインの下で作成した英語等の多言語の解説文を活用しながら、多言語整備にかかる設計から媒体化まで行い、外国人目線で分かりやすく魅力的な多様な解説整備をエリア一帯で促進。

(想定される媒体)

- ・多言語解説文（国立公園以外が対象）
- ・案内板・解説板
- ・標識（解説板と一体的に整備するもの）
- ・ビジターセンター等の展示
- ・デジタルサイネージ（コンテンツ制作を含む）
- ・タブレット端末（コンテンツ制作を含む）
- ・WEBサイト（2次元コード等との連動を含む）
- ・パンフレット等（2次元コード等との連動を含む）

※国立公園、国定公園等に関連する内容を含み、公園への誘客を促すものであれば、公園区域外の駅・バスターミナル・道の駅等の拠点等で実施する事業も補助対象

支援内容

交付対象経費の2/3を助成（予定）

昨年度からの変更のポイント

- ・野生生物関係施設の多言語解説整備
- ・魅力的な多言語解説整備のための地域支援等
- ・同時音声翻訳技術の一部導入

支援手続スケジュール（予定）

令和7年4月以降に公募開始予定。

【連絡先】 環境省自然環境局国立公園課
TEL：03-5521-8279

○ 「食」の力を最大活用したガストロノミーツーリズム推進事業

令和7年度予算額：2百万円の内数

概要

外国人旅行者から期待・需要が高い「食」について、魅力的なガストロノミーツーリズムコンテンツを造成し、インバウンドの地方誘客を促進することで、地域・周辺産業など様々な事業の好循環化を推進する。

事業イメージ



トレーラーハウスライブキッチンカーの整備



体験プログラム造成



セントラルキッチン改修



ツア造成



Webページ作成

対象者

- ・地方公共団体
- ・観光地域づくり法人（DMO）
- ・民間事業者等

対象事業

地域ならではの高品質なサービス・体験を提供するための施設整備やコンテンツ造成、販売経路の形成等を補助する。

①施設整備②コンテンツ造成③販路形成 等

支援内容

- ・補助率 : 1/2
- ・補助上限額 : 2, 500万円/件

昨年度からの変更のポイント

補助上限額 : 5, 000万円/件 ⇒ 2, 500万円/件

支援手続スケジュール（予定）

令和7年5月下旬～6月頃

: 地域公募（予定）

〃 8月頃

: 交付決定通知（予定）

〃 8月頃～令和7年3月

: 実証事業実施（予定）

【連絡先】

国土交通省 観光庁 観光資源課 TEL : 03-5253-8924（直通）

○質の高い消費と投資を呼び込むためのデジタルノマド誘客促進事業

令和7年度予算額：
100百万円の内数

概要

- 令和6年4月より日本でもデジタルノマド向けの在留制度が施行。今後、観光ビザの期間を超えたロングステイのデジタルノマドの増加が予想。
- 質の高い消費と投資を呼び込むデジタルノマドの継続的な誘致・受入に向けて、地域の特性及びデジタルノマドのニーズに合わせた受入環境整備を図ることを目的とした調査事業及び補助事業を実施。

事業イメージ

デジタルノマドの更なる誘致・受入に向けたモデル実証を実施

①調査事業

- デジタルノマドの誘客に先進的に取り組むモデル地域を5地域程度選定し、デジタルノマドの特性に応じた以下の取組を総合的に実施
- ・デジタルノマド受入に向けた体制の構築・中長期事業計画の策定
 - ・デジタルノマドに訴求するコンテンツ造成・受入環境整備
 - ・デジタルノマドの特性に応じたプロモーション
 - ・モニターツアーの開催 等



②補助事業

- デジタルノマド受入に必要な環境整備を支援
(施設改修・整備、設備導入・物品購入等)

対象者

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、民間事業者等

対象事業

有識者による選定委員会にて選定されたモデル実証事業を対象とする。

支援内容

- ①調査事業（上限1200万円、計5件程度）
- ②補助事業（上限500万円、補助率は1/2以内）

支援手続きスケジュール（予定）

①調査事業

令和7年3月3日～4月11日：公募期間
令和7年5月中旬：採択決定
令和7年6月下旬以降：事業開始

②補助事業

令和7年4月下旬～5月下旬：公募期間
令和7年6月下旬～7月上旬：採択決定

【連絡先】国土交通省 観光庁 観光資源課
TEL：03-5253-8924

新規（再掲）

ソフト&ハード事業

○地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業

令和7年度当初予算額：
300百万円

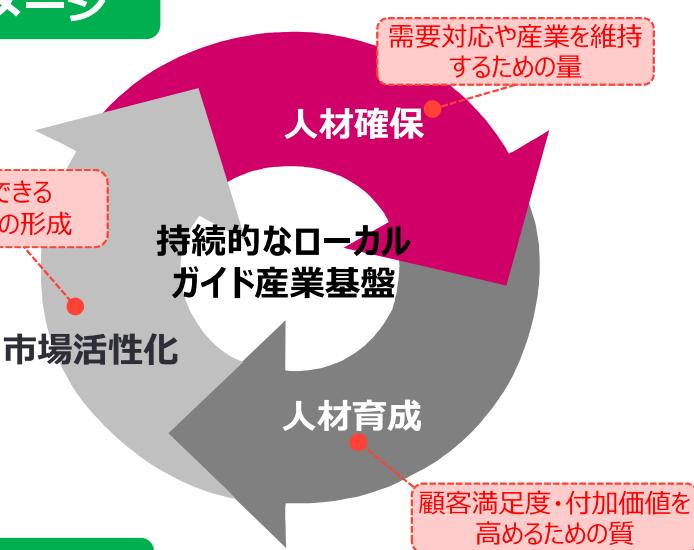
概要

観光コンテンツの供給、コンテンツの質及び満足度の向上、地方誘客の促進並びに消費単価の向上に直結する地域の魅力を伝えるガイドの不足という課題に対応するため、特に地方部において、「人材確保」「人材育成」の入口戦略と「市場活性化」の出口戦略の双方を見据えた、地域特性等に応じた、地域一体となつ総合的かつ戦略的なローカルガイド人材の持続的な確保・育成の取組を支援

※ローカルガイド：特定の地域において、地域資源を活かした体験型の観光コンテンツの体験価値向上のため、当該地域に精通して地域の魅力を伝えるガイドを行う者。主に訪日外国人旅行者を対象として有償でガイド行為を行う者を対象とする。専業・副業、全国・地域通訳案内士の資格の有無を問わない

※「地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成に向けた有識者会議」令和6年度とりまとめを踏まえて実施

事業イメージ



有識者会議



ローカルガイド人材の持続的な確保・育成

対象者

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、ローカルガイド、観光コンテンツ事業者及びガイド手配団体等並びに体験商品の募集機能を担う者（国内外の旅行会社、DMC、ランドオペレーター及びOTA等）が連携する組織、団体又は協議会等

※単独の主体（地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、観光コンテンツ事業者、ガイド手配団体等又は体験商品の募集機能を担う者）が申請する場合にあっては、他の主体との連携体制が明確であり、地域関係者及び体験商品の募集機能を担う者のいずれとも連携

対象事業

【調査事業】

ガイド人材の確保・育成を核にした地域一体的なビジネスモデル構築事業
特に地方部において、「人材確保」「人材育成」の入口戦略と「市場活性化」の出口戦略の双方を見据え、地域特性等に応じて、地域一体となって総合的かつ戦略的なローカルガイド人材の持続的な確保・育成に取り組む実証事業

【補助事業】

ローカルガイド人材の持続的な確保・育成に必要な受入環境整備
既存施設等の改修・整備、設備・備品の購入等

支援内容

【調査事業】

定額、上限2,000万円/件

【補助事業】

補助率1/2、上限1,000万円/件

支援手続スケジュール

【調査事業】

令和7年3月24日～令和7年4月22日	地域公募
〃 5月下旬	採択案件公表（予定）
〃 6月下旬～令和8年2月中旬	事業実施（予定）

【補助事業】

令和7年3月24日～令和7年5月2日	地域公募
〃 6月上旬	採択案件公表（予定）
〃 6月末	交付決定通知（予定）
〃 6月末～令和8年2月末	事業実施（予定）

【連絡先】 国土交通省 観光庁 観光資源課

TEL：03-5253-8925（直通）

継続

- 自然環境整備交付金事業
- 環境保全施設整備交付金事業

令和7年度予算額：
1,924百万円

概要

国立公園、国定公園等の保護と適正な利用を図るために都道府県が作成する自然環境整備計画、環境保全施設整備計画に基づく整備事業の実施に対して、必要な経費を国が交付することにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに地域の自然環境及び生物多様性の確保に寄与することを目的としている交付金事業。

事業イメージ

自然環境整備交付金・環境保全施設整備交付金



目的

「自然と共生する社会」を実現するため、地方公共団体が行う国立公園、国定公園等の整備を支援し、地域の特性を生かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生を推進する。

事業スキーム



※負担割合：国立公園整備事業、長寿命化対策整備事業　総事業費の2分の1
国定公園等整備事業　総事業費の45

事業概要

- 自然環境整備交付金
 - 国立公園整備事業
 - ・国立公園における利用施設の国際化対応や老朽化対策のための公園事業施設の整備
 - 国定公園等整備事業
 - ・国定公園における公園事業施設及び生態系維持回復事業に係る施設の整備
 - ・長距離自然歩道（国立・国定公園区域と重複する区間を除く）の歩道、標識等の整備
 - ・国指定鳥獣保護区（既着手事業の区域に限る）の自然再生施設の整備及び調査等
- 環境保全施設整備交付金
 - ・国立公園における利用施設の長寿命化に資する施設整備



対象者

自然環境整備交付金又は環境保全施設整備交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する都道府県及び都道府県からその経費の補助を受けて交付対象事業を実施する市町村

対象事業

(1) 国立・国定公園整備

公園事業として実施する道路(車道、自転車道、歩道)、橋、広場、園地、避難小屋、休憩所、野営場、駐車場、桟橋、給水施設、排水施設、公衆便所、博物展示施設、植生復元施設、動物繁殖施設、砂防施設、防火施設、自然再生施設 等

※国立公園整備については、動物繁殖施設は対象外。

(2) 国立公園及び国定公園区域外の整備

長距離自然歩道(歩道、橋、標識類、路傍休憩地 等)

平成18年度までに着手している国指定鳥獣保護区における自然再生事業

(3) 国立公園施設の長寿命化対策整備

インフラ長寿命化計画(個別施設計画)を策定し、地方公共団体が予防保全型管理を行う既存の国立公園施設

支援内容

(1) 自然環境整備計画、環境保全施設整備計画に記載された交付対象事業の総事業費に対し、国立公園整備事業、長寿命化対策整備事業は事業費の1/2、国定公園等整備事業は45/100を上限

(2) 交付金は整備計画に位置づけられた交付対象事業に対し都道府県に交付

○交付対象事業の範囲内で整備する事業を自由に選択することが可能

○都道府県に交付された国費を都道府県の裁量により個々の事業に配分が可能

○年度途中で事業費が変更となった場合、当該年度の国費率を変え、次年度の交付額の算定において調整することが可能(年度間調整)

これらにより、地方の創意工夫を生かした自由度の高い事業展開と、地域の状況に応じた柔軟な予算配分が可能

支援手続スケジュール（予定）

都道府県知事より自然環境整備計画、環境保全施設整備計画を環境大臣へ提出

→ 都道府県知事より交付申請

→ 環境大臣が交付決定

→ 都道府県(市町村)が事業実施

→ 都道府県知事より実績報告

→ 環境大臣が交付額の確定

【連絡先】環境省 自然環境局 自然環境整備課 TEL：03-5521-8281

○歴史的風致維持向上計画の認定制度

概要

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を「歴史的風致」と定義し、歴史的風致の維持及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に講じるため、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画に対し、国が認定を行うことにより、地域の主体的な取組みを集中的に支援。

事業イメージ

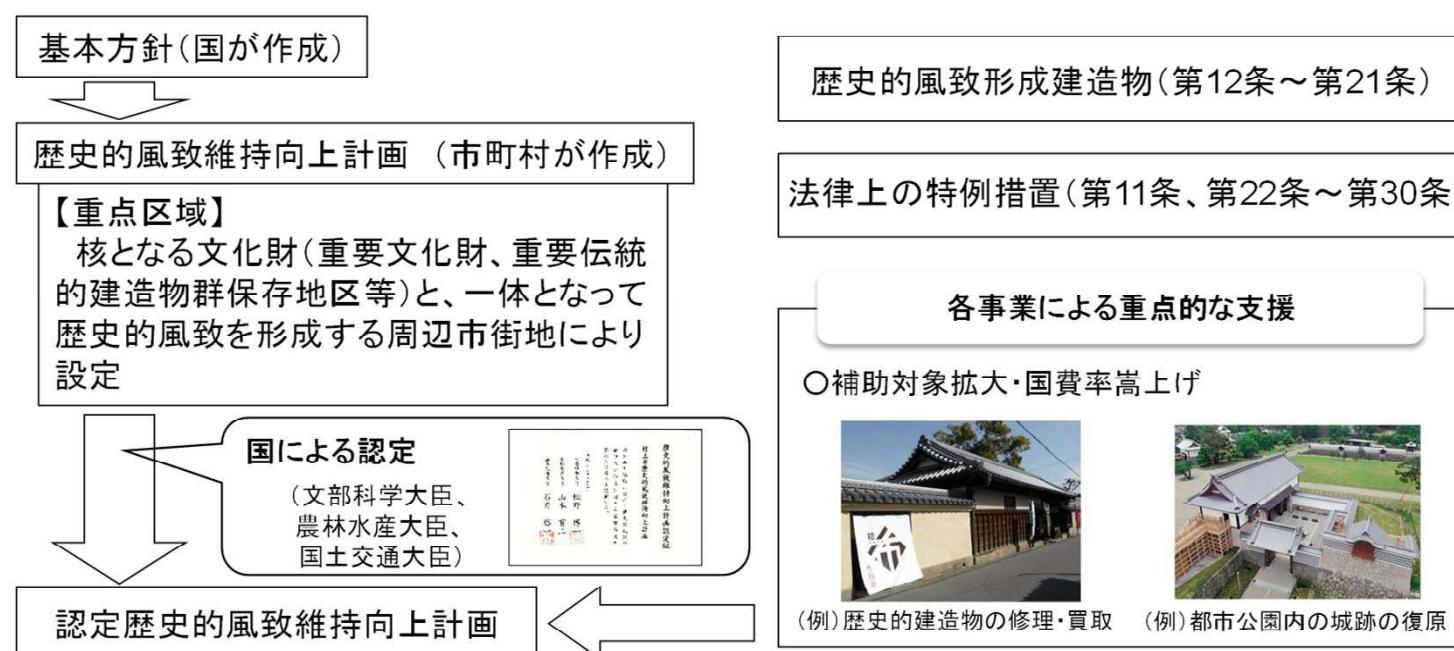
「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(H20.5.23全会一致で成立、同年11.4施行)

【法の目的】

歴史的風致の維持・向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展・文化の向上に寄与

【歴史的風致】

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境



対象者

地方公共団体(市町村)

対象事業

歴史的風致維持向上計画の主な記載事項は以下のとおり。

- 歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針
- 重点区域の位置及び区域
- 文化財の保存及び活用に関する事項
- 歴史的風致の維持向上施設の整備又は管理に関する事項
- 歴史的風致形成建造物の指定の方針
- 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項
- 計画期間(概ね5年～10年程度) 等

支援内容

歴史的風致維持向上計画が認定された場合の支援措置は以下のとおり。

- 社会資本整備総合交付金(都市公園等事業)において、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いものを補助対象に追加し、支援
- 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)等による歴史的風致形成建造物の修理・買取り等の支援
- 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)の交付率の拡充(40%→45%)
- 景観改善推進事業による景観計画の策定・改訂、策定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動、景観規制上既存不適格となる建築物等の是正措置に要する経費を支援
- 歴史的観光資源高質化支援事業による歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却及び伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景に要する経費の支援

支援手続スケジュール（予定）

- 随時地方公共団体(市町村)と文部科学省文化庁・農林水産省・国土交通省との事前相談の実施
- 随時地方公共団体(市町村)より、歴史的風致維持向上計画の認定申請
- 随時文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣により、歴史的風致維持向上計画の認定
- 4月以降地方公共団体(市町村)より、関係省庁に交付申請
- 4月以降関係省庁より、地方公共団体(市町村)に交付

【連絡先】

- ・文化庁文化資源活用課 TEL: 075-451-4111
[URL:https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/bunkazai/rekishifuchi/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/bunkazai/rekishifuchi/)
- ・農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課 TEL: 03-3502-6004
[URL:https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/binosato/b_rekimati/](https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/binosato/b_rekimati/)
- ・国土交通省都市局公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室 TEL: 03-5253-8954
[URL:https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/](https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/)

○伝統的建造物群基盤強化

令和7年度予算額：
1,567百万円

概要

重要伝統的建造物群保存地区の修理等の事業を一体的に実施することにより災害に強く魅力的なまちづくりを実現する。

事業イメージ

伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉え、保存に関する計画策定から修理・修景、防災力の強化、公開活用整備までを体系的に位置付け、必要な保護措置を一体的に実施することにより、文化に富み、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現する。



たつの市龍野町伝統的建造物群保存地区の修理事例

伝建地区を社会基盤として体系的に捉え地区全体の魅力と安全性向上

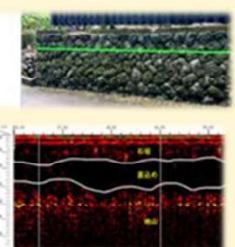
修理・修景、防災・耐震の促進

<秋田県 仙北市角館>
修景事業で新築した建造物<福島県 下郷町大内宿>
防災事業で整備した放水銃

公開活用

<佐賀県 塩野市塩田津>
公開活用施設

先端技術の活用

<静岡県 烧津市花沢>
石垣耐震補強のためのレーダー探査

文化の継承

地区の安全

地域の創生

観光の振興

対象者

市町村

対象事業

(1) 伝統的建造物群の保存対策、防災対策に係る調査

(2) 修理・修景・公開活用整備

重要伝統的建造物群保存地区内の建造物等について、保存修理、修景、公開活用に資する設備の整備、情報発信等を実施し、重要伝統的建造物群保存地区の価値の維持と向上を図るとともに、積極的な利用を推進。

(3) 防災・耐震

重要伝統的建造物群保存地区の防災設備設置や耐震診断等。

(4) 買上

重要伝統的建造物群保存地区内の建造物、土地の公有化。

(5) 先端技術の活用

3次元計測等の先端技術の活用による防災環境の整備等。

支援内容

○調査、修理・修景・公開活用、防災設備等、買上、先端技術の活用
・・・原則補助対象経費の1/2

支援手続スケジュール（予定）

令和7年4月、6月、9月、11月

令和8年2月初頭

：交付予定

【連絡先】文化庁文化資源活用課

TEL : 075-451-9653

○国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業

令和7年度予算額：
11,334百万円

概要

文化財建造物の適切な周期による保存修理を行うと共に文化財の解説板、情報機器の設置や展示、便益、管理のための施設・設備等の特色ある活用の取組に対して支援し、観光資源としての充実及び地域の活性化を図る。

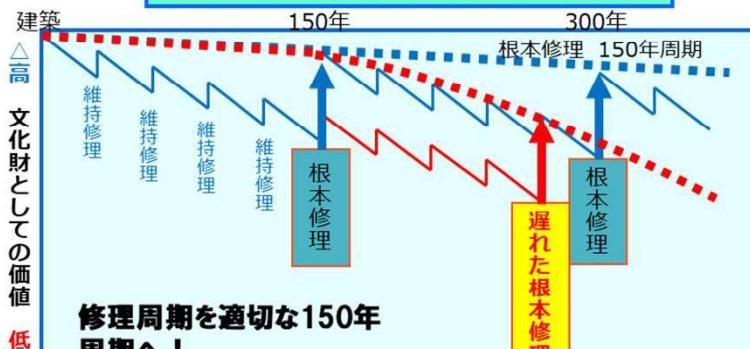
事業イメージ

文化財修理の抜本的強化

国宝・重要文化財（建造物）の価値を損なうことなく次世代へ継承するため、保存修理を実施する。

- 木造文化財建造物の定期的な保存修理は、健全性を回復するだけでなく、構造補強など抜本的な強化も行い、大工等様々な分野の技能者の確保と育成、修理技術の伝承、修理に必要な資材の安定的な確保にも資する。
- 明治以降に建造された近現代建造物（土木・建築）は、従来の木造のほか、煉瓦や鉄骨、鉄筋コンクリート造の建築物及び土木構造物が含まれる。平成5年度から重要文化財への指定を開始し、指定件数は380件に達しているが、その修理方法や修理周期は確立されていないことから、3次元計測等の先端技術の活用により、適切な修理時期の把握や迅速な修理を進め、公開活用を促進する。

根本修理の周期差による文化財的価値の変化比較図



維持修理

重要文化財 大宰府天満宮本殿
屋根葺替えの様子（福岡県）

保存管理施設の設置

情報発信
(パンフレット)

対象者

文化財の所有者、管理団体など（詳細は要項を参照のこと）

対象事業

- (1) 根本修理
- (2) 維持修理
- (3) 特殊修理
- (4) 保存修理（近現代建造物）
- (5) 情報発信
修理時期を捉えた修理現場の公開等
- (6) 先端技術活用
- (7) 公開活用事業
文化財を分かりやすく解説する説明板や情報機器の設置、展示、便益、管理のための施設・設備の整備等
- (8) 環境保全等

支援内容

- 修理、情報発信、先端技術活用、公開活用、環境保全等
・・・原則補助対象経費の1/2

支援手続スケジュール（予定）

令和7年4月、6月、9月、11月

令和8年2月初頭

：交付予定

【連絡先】文化庁文化資源活用課 TEL：075-451-9653

継続（再掲）

○文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光推進事業

令和7年度予算額：1,353百万円

概要

文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環の実現にあたっては、文化についての理解を深める機会の拡大及び国内外からの観光旅客の来訪促進が重要。文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光を推進するため、文化観光推進法に基づき主務大臣により認定された計画に基づく事業等に対して支援を行う。

事業イメージ

- ①文化観光拠点としての機能強化に資する事業に対する支援（拠点計画）
 ②地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業に対する支援（地域計画）

文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光を推進するため、文化観光推進法に基づき主務大臣により認定された計画に基づく事業に対して支援を行う。

※50箇所程度

<1,205百万円>

③計画の推進等のための支援（委託）

- 計画推進を支援するために専門家の派遣や好事例の展開等の伴走支援を実施。
- 計画作成にあたって、事業設計やコンセプトの設定といった伴走支援を実施するほか、事業内容の説明会やセミナーを実施し、裾野拡大に取り組む。
- 計画期間が終了した計画について、フォローアップ調査による成果、課題の分析を実施。
- 文化観光推進法に関するHPを整備し、周知啓発や情報発信、好事例の展開を実施。

<125百万円>

拠点計画（文化観光拠点施設）において実施する事業のイメージ



地域計画において実施する事業のイメージ



対象者

- ①② 拠点計画又は地域計画の策定主体又は実施主体となる者

対象事業

- ①文化観光拠点としての機能強化に資する事業に対する支援
- ②地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業に対する支援

支援内容

- ①文化観光拠点としての機能強化に資する事業に対する支援
- ②地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業に対する支援
補助率：補助対象経費の最大2／3

支援手続スケジュール

- ①文化観光拠点としての機能強化に資する事業に対する支援
- ②地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業に対する支援

令和7年2月上旬：交付要望受付

令和7年4月上旬：採択結果通知

※上記は既認定計画のみ対象

※新規認定計画が対象となる2次公募の実施時期は未定
(令和6年度は7～8月に実施)

【連絡先】文化庁 参事官(文化拠点担当)

TEL：03-6734-4893

農山漁村振興交付金のうち

地域資源活用価値創出対策

令和6年度補正予算額：1,325百万円の内数

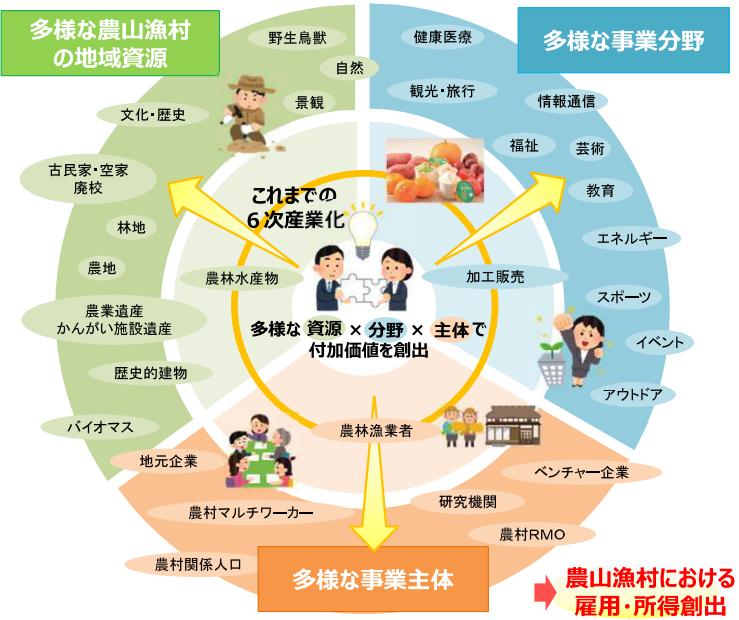
令和7年度予算額：7,389百万円の内数

概要

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る取組等を支援。

事業イメージ

- 農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した取組を支援
- 他産業起点の取組など他分野との連携を一層促進



1. 地域資源活用価値創出推進事業

① 地域活性化型



地域住民による地域活性化のための活動計画づくり

② 創出支援型



地域資源を多分野で活用した新商品・サービスの開発

③ 農泊推進型



景観等を活用した観光コンテンツの開発

④ 農福連携型



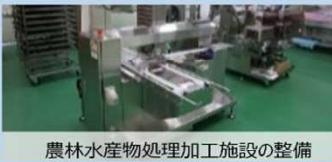
障害者等の農林水産業に関する技術の習得や専門人材の育成等

2. 地域資源活用価値創出整備事業

① 定住促進・交流対策型 産業支援型



農林水産物直売所の整備



農林水産物処理加工施設の整備

② 農泊推進型



古民家等を活用した滞在型施設の整備

③ 農福連携型



障害者等が作業に携わる生産施設の整備

対象者

【ソフト支援】

1. 地域資源活用価値創出推進事業

- ① 地域活性化型：地域協議会、民間団体等
- ② 創出支援型：都道府県、市町村、農林漁業者、民間事業者等
- ③ 農泊推進型：地域協議会等
- ④ 農福連携型：都道府県、農業法人、社会福祉法人、民間事業者等

【ハード支援】

2. 地域資源活用価値創出整備事業

- ① 定住促進・交流対策型及び産業支援型：市町村、民間事業者、組合（農業、林業、漁業）等
- ② 農泊推進型：市町村、地域協議会の中核法人等
- ③ 農福連携型：農業法人、社会福祉法人、民間事業者等

対象事業

1. 地域資源活用価値創出推進事業

①地域活性化型

地域活性化に向けた活動計画策定、関係人口創出、地域づくり人材育成、情報発信等を支援。

②創出支援型

地域資源を活用した新商品開発、課題解決に取り組む事業者に対する専門家派遣等を支援。

③農泊推進型

農泊の実施体制の整備、観光コンテンツの磨き上げ等の取組を支援。

④農福連携型

障害者等の農林水産業に関する技術の習得等を支援。

2. 地域資源活用価値創出整備事業

①定住促進・交流対策型及び産業支援型

農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援。

②農泊推進型

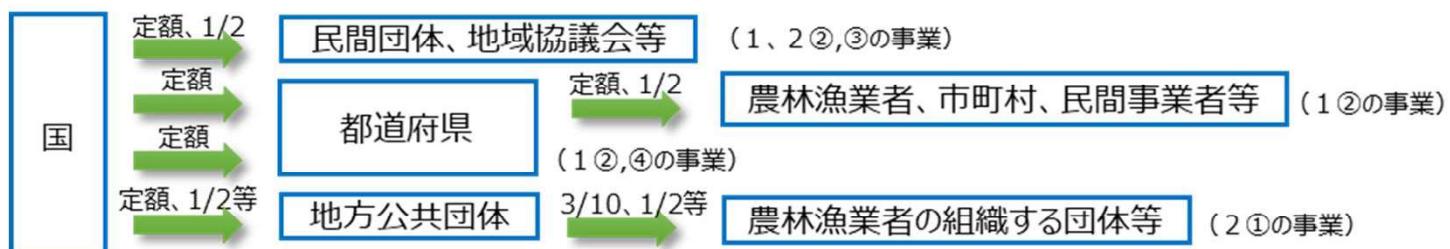
農泊の推進に必要となる古民家を活用した滞在施設等の整備を支援。

③農福連携型

農福連携の推進に必要となる障害者等が作業に携わる生産施設等の整備を支援。

支援内容

上記事業に対する取組に対し、以下の交付率にて支援を行う



昨年度からの変更のポイント

- 対策名称を「農山漁村発イノベーション対策」から「地域資源活用価値創出対策」に変更。
- 創出支援型では官民共創の仕組みを活用した地域課題の解決に向けた取組の強化に向け、地域と民間企業をつなぐ機動的なプラットフォーム設置等の取組を拡充。
- 農福連携型では農福連携を地域で広げるための取組、ひきこもりの状態にある者や犯罪をした者の農業での雇用・就労に向けた取組等を拡充。

支援手続スケジュール（予定）

以下のリンクをご確認ください。

(地域活性化型) <https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/index.html>

(創出支援型、産業支援型) <https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/attach/pdf/shien-28.pdf>

(定住促進・交流対策型) https://www.maff.go.jp/j/kasseika/k_seibi/attach/pdf/seibi-44.pdf

(農泊推進型) https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/pdf/nouhaku_jigyo_gaiyo.pdf

(農福連携型) https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/attach/pdf/sien_seido-25.pdf

(公募情報等) https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html#osirase

【連絡先】

農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 TEL : 03-3502-5946

継続（再掲）

ソフト&ハード事業

農山漁村振興交付金のうち

令和6年度補正予算額：1,325百万円の内数

地域資源活用価値創出対策（農泊推進型）

令和7年度予算額：7,389百万円の内数

概要

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援。また、農泊施設の避難所等としての活用を推進。

事業イメージ

＜農泊（農山漁村滞在型旅行）＞



＜農泊推進体制＞

法人化された**中核法人***を中心として、多様な関係者がプレイヤーとして**地域協議会**に参画し、**地域が一丸となって取り組む**。（構成員に農林水産業のいずれかに関わる者を含むこと）



*中核法人は、地域における宿泊、食事、体験等の中核を担うとともに、地域全体のマーケティングやマネジメント等の協議会構成員間の調整を行う。

【ソフト対策】地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）

【ハード対策】地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）

対象者

1. ソフト対策：地域協議会等

2. ハード対策：

(1) 市町村・中核法人実施型：市町村、地域協議会の中核法人等

(2) 農家民泊経営者等実施型：地域協議会と地域内の農家民泊経営者等との連携体

対象事業

1. ソフト対策

農泊の推進体制整備や地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保等を支援

- (1) 農泊地域創出タイプ：農泊に新たに取り組む地域を支援
- (2) 農泊地域経営強化タイプ：過去に農泊推進事業を実施した地域において、単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援
- (3) 人材活用事業（研修生タイプor専門家タイプ）



地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツの開発

2. ハード対策

(1) 市町村・中核法人実施型

農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援。

(2) 農家民泊経営者等実施型

農家民泊等における小規模な改修を支援（農家民宿へ転換する場合、加算措置あり）。



古民家を活用した滞在施設

支援内容

1. ソフト対策

- (1) 事業期間：上限2年間、交付率：定額（上限500万円/年）
- (2) 事業期間：上限2年間、交付率：定額（上限（250万円（年基準額）×事業期間））
- (3) 事業期間：上限2年間、交付率：定額（研修生タイプは250万円/年、専門家タイプは650万円/年 等）

2. ハード対策※1

(1) 市町村・中核法人実施型

事業期間：上限2年間

交付率：1/2（上限2,500万円※2）（※2 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）

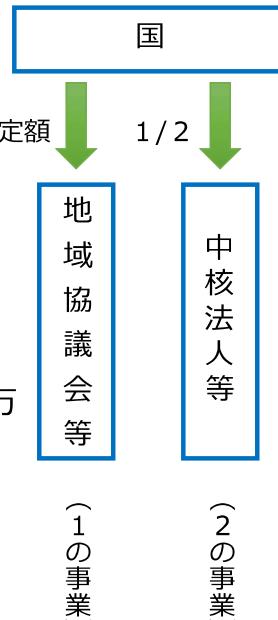
(2) 農家民泊経営者等実施型

事業期間：1年間

交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域）

※1 地域の防災計画等と連携した避難所等として農泊施設を活用する場合、

（1）に関し上限200万円を、（2）に関し上限200万円/経営者かつ1,000万円/地域を加算



支援手続スケジュール（予定）

公募時期：例年2月頃（令和7年度公募は受付終了。）

詳細はwebサイトに情報を掲載。

（公募情報等） https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html

【連絡先】

農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 TEL：03-3502-5946